

令和 4 年 度
旭市職員採用試験案内
[2 次募集]

1 試験の目的

この試験は、旭市に勤務する職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

2 試験職種・採用予定人員・受験資格

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格
技術職（土木） 上級	1 名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 62 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた方で、学歴を問わない。 ・平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和 5 年 3 月までに卒業見込みの方を含む。）。 <p>※技術士又は技術士補（建設部門又は上下水道部門に限る。）、土木施工管理技士（1 級又は 2 級）のいずれかの資格を有する方は、第 1 次試験が免除されます。</p>
技術職（建築） 上級	1 名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 62 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた方で、学歴を問わない。 ・平成 13 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和 5 年 3 月までに卒業見込みの方を含む。）。 <p>※建築士（1 級又は 2 級）の資格を有する方は、第 1 次試験が免除されます。</p>
保育士職	1 名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 62 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた方で、保育士の資格を有する方又は令和 5 年春季までに資格取得見込みの方。

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方（保育士職は除く。）
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- (4) 旭市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
- (5) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (6) 令和 4 年度 東総地区広域市町村圏内関係市・一部事務組合職員採用試験において、すでに旭市を受験している方

3 職務内容

職 種	職 務 内 容
技術職（土木） 上級	土木に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務等に従事します。
技術職（建築） 上級	建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務等に従事します。
保育士職	公立保育所等において、乳幼児の保育業務に従事します。

4 受験の手続き

(1) 申込書類の請求

旭市役所総務課職員班（市役所本庁舎3階）へ申し出てください。

なお、郵送により希望する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込請求」と朱書し、郵便番号、住所、氏名を記入し140円切手を貼ったA4サイズの返信用封筒を同封してください。

また、旭市のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 申込書類

【第一次試験を受ける受験者が提出する書類】

①試験申込書

②受験票（試験通知）

【第一次試験が免除される受験者が提出する書類】

①試験申込書

②資格証明書等の写し

※受験票の提出は必要ありません

(3) 申込手続

申込書類に必要事項をすべて記入し、旭市役所総務課職員班へ直接持参するか、又は郵送してください。

直接持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

（土・日、祝日、12/29～1/3を除く）

郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書し、なるべく簡易書留にしてください。

5 受付期間

【第一次試験を受ける受験者】

令和4年12月19日（月）から令和5年1月10日（火）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

ただし、郵送の場合は令和5年1月10日（火）の消印があるものまで受け付けます。

【第一次試験が免除される受験者】

令和4年12月19日（月）から令和5年1月20日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

ただし、郵送の場合は令和5年1月20日（金）の消印があるものまで受け付けます。

6 試験日時・会場

職 種	第 1 次試験	第 2 次試験
技術職（土木）上級 （有資格者）	免除	試験日：令和 5 年 2 月中旬～下旬 場 所：旭市役所
技術職（建築）上級 （有資格者）		
技術職（土木）上級	試験日：令和 5 年 1 月 22 日（日） 受付開始 午前 9 時 試験開始 午前 10 時 試験終了 午後 3 時頃 （職種により異なります） 場 所：旭市役所 1 階 市民ホール	
技術職（建築）上級		
保育士職		

※ 試験会場及び時間は変更となる場合があります。その場合は該当者にのみ通知します。

7 試験の方法（第 1 次試験）

試験区分	試 験 内 容	解答時間
技術職上級 （土木・建築）	択一式一般教養	2 時間
	択一式専門	2 時間
保育士職	択一式一般教養	1 時間 15 分
	択一式専門	1 時間 30 分

※ 試験内容等は変更となる場合があります。

8 試験結果等

（1）合格から採用までの経過

最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高得点順に登載され、そのうちから採用者が決定されます。採用は、令和 5 年 4 月 1 日の予定です。

（2）受験資格について

合格発表後に、受験資格を満たしていなかったこと又は申込書類の記載事項に不正があることが判明した場合は、合格及び採用を取り消します。

9 給 与

（1）初任給は旭市の給与条例の定めるところによって支給されます。

採用前に職務経験等がある場合は、職歴に応じた初任給を決定します。

（2）給料のほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

10 勤務時間等

- (1) 勤務時間・・・原則として一週につき38時間45分、一日7時間45分
- (2) 有給休暇・・・年次休暇、その他病気・結婚・忌引等の場合

11 問い合わせ先

〒289-2595

千葉県旭市ニの2132番地

旭市役所総務課職員班

電話番号 0479-62-5368 (直通)